

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律並びに関係法令の遵守と違法者取締りの徹底強化に関する意見書

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律において、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう（以下「あん摩等」という。）を業とする者は、それぞれ「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」又は「きゅう師」の免許を受けなければならないこととされている。

しかし、近年全国各地において、カイロプラティック（整体術）、リフレクソロジー（足裏健康法）などの看板を掲げる店舗が増加しており、これらの店舗の一部では、本来有資格者でなければ行うことができないあん摩等が無資格者により行われ、これらの無資格者が事故を起こすことも懸念されているところである。

よって、無資格者の取締りを徹底強化し、あん摩業、マッサージ業、指圧業の健全な発展と視覚障害者の就労の場を確保するため、国におかれては、法整備を含めた運用基準の明確化等の適正化対策に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

国家公安委員長